

議案第30号

市立八幡浜総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

標記条例を次のように制定する。

令和6年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

市立八幡浜総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

市立八幡浜総合病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第199号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法 （昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の 8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事す る職員の賠償責任の免除について、議会の同意を 得なければならない場合は、当該賠償責任に係る 賠償額が300万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法 （昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の 2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事す る職員の賠償責任の免除について、議会の同意を 得なければならない場合は、当該賠償責任に係る 賠償額が300万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

